

○北海道警察職員の救慰金の支給に関する訓令

北海道警察本部訓令甲第9号

昭和40年4月1日

改正 昭和44年7月1日警察本部訓令第22号、57年9月20日第8号、平成3年5月24日第8号、5年6月1日第6号、9月24日第10号、17年12月28日第35号、30年3月16日第4号、令和4年3月29日第10号

北海道警察職員の救慰金の支給に関する訓令を次のように定める。

北海道警察職員の救慰金の支給に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察職員の救慰金の支給に関する規則(昭和40年北海道公安委員会規則第4号、以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、救慰金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の申請)

第2条 所属長は、当該所属職員について、規則第1条に規定する事由により救慰金の支給を要すると認めるときは、別表第1に掲げるところにより、速やかに殉職者救慰金等支給申請書(別記第1号様式)、障害者救慰金支給申請書(別記第2号様式)又は傷病者救慰金支給申請書(別記第3号様式)に必要書類を添付の上、北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)に救慰金の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部長を経由するものとし、方面本部長は、当該申請に関し必要な意見を付すものとする。

3 規則第1条に規定する職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (2) 犯罪の予防又は鎮圧
- (3) 交通の取締り
- (4) 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
- (5) 地震、水害、火災その他の災害又は変事における警戒、防護又は救護
- (6) その他必要と認められる事案

(功労の程度等の判断基準等)

第3条 規則第2条第2項第1号及び第2号に規定する功労の程度等の判断基準及び加算事項の適用基準は、別表第2及び別表第3に掲げるところによる。

(委員会の設置)

第4条 救慰金の支給に関する審査をするため、北海道警察本部(以下「警察本部」という。)に北海道警察職員救慰金審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が会務を統括する。

2 委員長には警務部長、委員には警務部参事官(警務課長)、警務部参事官(監察官室長)、総務部参事官(会計課長)及び警察本部の各部(警務部を除く。)の首席参事官をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査の下命)

第6条 警察本部長は、第2条の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会に対し当該事案の審査を命ずるものとする。ただし、傷病者救慰金の支給申請については、審査を省略し、直ちに支給の決定に移行することができるものとする。

(委員会の審査)

第7条 委員会の審査は、書面によるものとする。

2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

3 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ審査を行うことができないものとする。

4 委員会の審査は、審査を行った委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第8条 委員長及び委員は、危害等を受けた職員又は救慰金の支給を受けるべき者との関係その他について、事案審査の公正を期し難いと認められる場合は、その審査に関与することができない。

(持ち回り審査)

第9条 委員長は、事案の内容により委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）をもって、委員会の決定とすることができる。

2 前項の規定により持ち回り審査を行う場合は、委員長及び委員の過半数の審査を経なければならない。

3 第7条第4項及び前条の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、第7条第4項中「審査を行った委員長及び委員」とあるのは、「審査を経た委員長及び委員」と読み替えるものとする。

(審査結果の答申)

第10条 委員長は、審査の結果を答申書（別記第4号様式）により、警察本部長に答申しなければならない。

(委員会の記録)

第11条 委員長は、審査の状況を明らかにするため北海道警察職員救慰金審査委員会議事録（別記第5号様式）を作成しなければならない。

(支給の決定通知等)

第12条 警察本部長は、救慰金の支給を決定したときは、救慰金支給決定通知書（別記第6号様式）により当該所属長に通知（札幌方面以外の方面の所属長については、当該方面本部長を経由）するとともに、救慰金支給通知書（別記第7号様式）により当該所属長を経由して救慰金を受けることとなった者に対し通知するものとする。

(支給事務等)

第13条 救慰金の支給に関する事務及び第4条に規定する委員会の庶務は、警察本部警務課において行う。

2 警察本部警務課長は、救慰金支給記録簿（別記第8号様式）により、救慰金の支給の

経過を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年警察本部訓令第22号）

この訓令は、昭和44年7月1日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成5年6月1日から施行し、改正後の北海道警察職員の救慰金の支給に関する訓令の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調整された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成17年警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（令和4年警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

救 慰 金 支 給 申 請 書 類

区 分	提 出 書 類	提出部数	添 付 書 類
<p>殉職者救慰金又は殉職者特別救慰金の支給に該当するとき</p>	<p>殉職者救慰金等支給申請書</p>	<p>1 部</p>	<p>1 殉職者救慰金又は殉職者特別救慰金を受けるべき者の氏名、本籍及び殉職者との続柄を明らかにした市区町村長の発行する証明書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本</p> <p>2 殉職者救慰金又は殉職者特別救慰金を受けるべき者が、婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡当時事実上殉職者と婚姻関係と同様の事情にあるときは、その事実を認めることのできる書類</p> <p>3 殉職者救慰金又は殉職者特別救慰金を受けるべき者が、配偶者以外の者であるときは、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第37条の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類</p> <p>4 殉職者救慰金又は殉職者特別救慰金を受けるべき者が、法第37条第1項第2号又は第3号に該当する者であるときは、殉職者の死亡当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類</p> <p>5 殉職者救慰金又は殉職者特別救慰金を受けるべき者が、殉職者の遺言又は警察本部長若しくは所属長に対する予告で特に指定された者であるときは、これを認めることのできる書類</p> <p>6 その他警察本部長が必要と認める書類</p>
<p>障害者救慰金の支給に該当するとき</p>	<p>障害者救慰金支給申請書</p>	<p>1 部</p>	<p>警察本部長が必要と認める書類</p>
<p>傷病者救慰金の支給に該当するとき</p>	<p>傷病者救慰金支給申請書</p>	<p>1 部</p>	<p>警察本部長が必要と認める書類</p>

別表第2 (第3条関係)

## 殉職者救慰金・障害者救慰金に係る功労等の判断基準

区分	判断基準		
	職務執行等基準	事例基準	共通基準
1 特に抜群の功労があり、一般の模範と認められるもの [殉職者救慰金]	生命の危険が予測される緊迫した状況下において最期まで職務を全うしたもの	1 凶器を所持して抵抗する犯人の逮捕 2 緊迫した危険が予測される状況下における犯人の追跡、逮捕及び連行 3 緊迫した危険が予測される災害警備、治安警備及び人命救助 4 緊迫した危険が予測される火薬類、高圧ガス、危険物等の処理活動 5 その他前各号に準ずると認められる事案	下記の事項を考慮して判断決定する。 1 標準事項 (1) 職務遂行の必要性、妥当性及び緊急性 (2) 職務執行時の地理的条件、時間帯等周囲の状況 (3) 精神的・肉体的労苦 (4) 社会的反響
2 抜群の功労があり、一般の模範と認められるもの [殉職者救慰金] [障害者救慰金]	生命の危険が予測される状況下において積極的に職務執行したもの	1 凶器所持者に対する職務質問、検問及び検索 2 危険が予測される犯人等の追跡、逮捕及び連行 3 危険が予測される状況下における災害警備、治安警備及び人命救助 4 危険が予測される状況下における火薬類、高圧ガス、危険物等の現場検証又は処理活動 5 その他前各号に準ずると認められる事案	2 加算事項 (1) 職務執行の高度の危険性 (2) 行為の積極果敢等
3 特に顕著な功労があると認められるもの [殉職者救慰金] [障害者救慰金]	積極的に職務執行したもの (1) 過失がない場合は上限額 (2) 過失がある場合は下限額	1 積極的な犯人等の追跡、逮捕及び連行 2 夜間等の悪条件下における各種事件・事故現場への急行 3 夜間等の悪条件下における各種事件・事故処理 4 その他前各号に準ずると認められる事案	3 障害等級 障害者救慰金の等級は、法第29条の障害補償による決定等級とする。
4 功労があると認められるもの [殉職者救慰金] [障害者救慰金]	忠実に職務執行したもの	1 各種事件・事故現場への急行 2 車道等における事件・事故処理 3 その他前各号に準ずると認められる事案	
限 外	1 具体的な功労が認められないもの 2 重大な過失があったもの	1 業務過重による過労死 2 術科に起因するもの 3 職員の不適切な職務執行によるもの	

別表第3 (第3条関係)

## 殉職者救慰金・障害者救慰金に係る加算事項の適用基準

区分	概要	要	摘要			
1 適用基準	加算事項は、職務執行の高度の危険性及びその行為の積極果敢等の2項目とし、各項目の加算要件を有する場合にそれぞれ5割加算とする。					
2 加算事項及び加算要件	1 職務執行の高度の危険性（5割加算） (1) 客観的に過重な危険性のあるもの (2) 具体的な危険性の予見性のあるもの (3) 減額要素のないもの 2 行為の積極果敢等（5割加算） (1) 職務の貢献度の高いもの (2) 行為の緊急性のあるもの (3) 減額要素のないもの					
3 加算要件の業務区分別検討項目	業務区分	犯人逮捕等 ① 犯人等の人数 ② 時間帯 ③ 態様（人的・物的対象） ④ 凶器等の種類 ⑤ 職務執行状況（任務・体制）	交通事故捜査等 ① 天候 ② 道路状況 ③ 時間帯 ④ 交通量 ⑤ 職務執行状況（任務・体制）	人命救助・災害警備・災害等現場活動 ① 天候 ② 時間帯 ③ 態様（救助・避難誘導・現場検証・処理活動） ④ 職務執行状況（任務・体制）	治安警備 ① 対象者の人数 ② 時間帯 ③ 態様（暴徒・暴動） ④ 職務執行状況（任務・体制）	※ 左記の区分に該当しないと認められる業務については、左記の項目に準じて個別に設定し、検討項目とする。
	職務執行の高度の危険性					
	具体的な危険性の予見性	① 現場の状況	② 現場の体制	③ 装備資機材		
	行為の積極果敢等	① 職務の貢献度		② 行為の緊急性		
	減額要素	内部規律違反・指示命令違反				

別記第1号様式（第2条関係）

<p style="margin: 0;">殉職者救慰金等支給申請書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">北海道警察本部長 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">所属長</p> <p style="margin: 0;">北海道警察職員の救慰金の支給に関する訓令第2条の規定により、次の者に対する救慰金の支給について申請します。</p>	
危害等を受けた者	階級 氏名  年 月 日生（ 歳）
危害等を受けた日時	年 月 日 時 分ころ
危害等を受けた場所	
死亡の日時	年 月 日 時 分ころ
死亡の原因	
救慰金の支給を受けるべき者	住所 氏名 年 月 日生 (危害等を受けた者との続柄又は関係)
事案の概要	
所属長の意見	

20	80	120	救慰金関係	5年
----	----	-----	-------	----

- 注1 事案の概要及び所属長の意見欄は、別紙とすることができる。
- 2 所属長の意見欄には、功労の内容、程度等を記載すること。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第2条関係）

障 害 者 救 慰 金 支 給 申 請 書				
			第 号	
			年 月 日	
北海道警察本部長 殿				
所属長				
北海道警察職員の救慰金の支給に関する訓令第2条の規定により、次の者に対する救慰金の支給について申請します。				
危 害 等 を 受 け た 者	階 級 氏 名	年 月 日生（ 歳）		
危 害 等 を 受 け た 日 時	年 月 日 時 分 ころ			
危 害 等 を 受 け た 場 所				
障 害 の 部 位 及 び そ の 程 度	（障害等級 級）			
症状固定年月日	年 月 日			
事 案 の 概 要				
所 属 長 の 意 見				
			20 80 120	救慰金関係 5年

注1 この申請書には、症状固定の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書を添付すること。

- 2 事案の概要及び所属長の意見欄は、別紙とすることができる。
- 3 所属長の意見欄には、功労の内容、程度等を記載すること。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第2条関係）

傷病者救慰金支給申請書				
			第 号	
			年 月 日	
北海道警察本部長 殿				
所属長				
北海道警察職員の救慰金の支給に関する訓令第2条の規定により、次の者に対する救慰金の支給について申請します。				
危害等を 受けた者	階 級 氏 名		年 月 日生	( 歳)
危害等 を受けた日時		年 月 日	時 分	ころ
危害等 を受けた場所				
傷病名及び その程度	(療養期間 日間)			
事案の概要				
所属長の意見				
			20 80 120	救慰金関係 5年

- 注1 この申請書には、傷病に関する医師の診断書を添付すること。
- 2 傷病名及びその程度欄の療養期間は、治ゆまでの（見込）日数を記載すること。
- 3 事案の概要及び所属長の意見欄は、別紙とすることができる。
- 4 所属長の意見欄には、功労の内容、程度等を記載すること。
- 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第10条関係）

<p style="text-align: center;">答 申 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北海道警察本部長 殿</p> <p style="text-align: right;">北海道警察職員救慰金審査委員会委員長 氏 名</p> <p>当委員会は、 年 月 日付で申請のあった の 救慰金に関する審査を行った結果、次のとおり決議したので答申する。</p>									
審査の日時	年 月 日 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで								
審査の場所									
委員会の 決 定									
審査を行っ た委員長 及び委員	委員長		委 員						
	委 員		委 員						
	委 員		委 員						
	委 員		委 員						
	委 員		委 員						
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">20</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">80</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">120</td> <td style="width: 100px; text-align: center;">救慰金関係</td> <td style="width: 40px; text-align: center;">5年</td> </tr> </table>					20	80	120	救慰金関係	5年
20	80	120	救慰金関係	5年					

注1 委員会の決定欄には、救慰金支給の要否、種別、功労の程度その他必要と認められる事項を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第5号様式（第11条関係）

北海道警察職員救慰金審査委員会議事録			
		年 月 日	
		出席者 委員長 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員 委員	
		書記 職 氏 名	
会 議 場		開 会 閉 会	午前・後 時 分 午前・後 時 分
申 請 者		申請年月日	年 月 日
危 害 等 を 受 け た 者	所属 氏名	危 害 等 を 受 け た 日 時	年 月 日 時 分 ころ
会議の要旨	1 救慰金支給の要否  2 救慰金の種別  3 功労の程度  4 その他		

20	80	120	救慰金関係	5	年
----	----	-----	-------	---	---

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

殿

北海道警察本部長  
警視監

救 慰 金 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日付 第 号をもって申請のあった

（職員の氏名）

に係る救慰金については、次のとおり支給することと決定したので通知します。

記

- 1 救慰金を受ける者  
所属（住所）  
階級・氏名（続柄・氏名）
- 2 金 額 円
- 3 備 考（支給方法）

20	80	120	救慰金関係	5年
----	----	-----	-------	----

注 規格は、A列4番縦長とする。

第 号  
年 月 日

殿

北海道警察本部長  
警視監

救 慰 金 支 給 通 知 書

北海道警察職員の救慰金の支給に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則  
第4号）の規定により、次のとおり救慰金を支給することとしたので通知します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

別記第8号様式（第13条関係）

救 慰 金 支 給 記 録 簿

第 号	(支給決定)		(支給)	
	年	月 日	年	月 日
危 害 等 を 受 け た 者	所 属 階 級 氏 名		年 月 日 生 ( 歳)	
危 害 等 を 受 け た 日 時	年	月 日	時	分 ころ
危 害 等 を 受 け た 場 所				
治 ゆ、症 状 固 定 又 は 死 亡 年 月 日	年	月 日	<input type="checkbox"/> 治 ゆ <input type="checkbox"/> 症 状 固 定 <input type="checkbox"/> 死 亡	
傷 病 名 及 び 療 養 期 間 又 は 障 害 の 程 度	傷 病 名 療 養 期 間		年 月 日 ~	年 月 日 日 間
救 慰 金 の 支 給 を 受 け た 者	住 所 氏 名		年 月 日 生	( 危 害 等 を 受 け た 者 と の 続 柄 又 は 関 係 )
救 慰 金 の 種 別 及 び 支 給 額	<input type="checkbox"/> 殉 職 者 特 別 救 慰 金 <input type="checkbox"/> 殉 職 者 救 慰 金 <input type="checkbox"/> 障 害 者 救 慰 金 <input type="checkbox"/> 傷 病 者 救 慰 金 ( 第 級 ) 金 _____ 円			
功 労 の 程 度	<input type="checkbox"/> 特 に 抜 群 の 功 労 が 有 る <input type="checkbox"/> 特 に 顕 著 な 功 労 が 有 る		<input type="checkbox"/> 抜 群 の 功 労 が 有 る <input type="checkbox"/> 功 労 が 有 る	
加 算 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 ( 割 )		<input type="checkbox"/> 無	
減 額 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )		<input type="checkbox"/> 無	
事 案 の 概 要				
備 考				

20	80	140	救慰金支給記録簿	長期
----	----	-----	----------	----

注1 事案の概要欄は、別紙とすることができる。

2 規格は、A列4番縦長とする。